

文化財の放射線対策に関する調査研究—職員行動マニュアルと文化財除染の考え方試案—

◎佐野 千絵、北野 信彦、石崎 武志(東京文化財研究所)、松本 透(東京国立近代美術館)、
丹野 隆明(福島県教育庁)、伊藤 匠(福島県立美術館)、杉崎 佐保恵、松田 隆嗣(福島県立博物館)

1.はじめに

2011年3月に福島第一原発事故から放出された放射性物質が環境中に飛散し、文化財も被災した事故から得た教訓を後世に伝えるため、2012年4月から国立博物館・文化財研究所・全国美術会議および文部省専門家からなる文化財放射線対策プロジェクトチーム(PT)を作り、職員行動マニュアルと文化財除染の考え方試案を作成した。

文部科学省、厚生労働省、環境省、経済産業省などがまとめた資料にもとづき、放射性物質に汚染した文化財の定義、作業者の安全確保、文化財の表面汚染の測定方法、除染方法について文化財に適した方法は何かをPTで検討した。文化財そのものが本来持つ放射線量の把握、文化財施設の汚染状況の把握、放射線量の高い場所での計測、除塵清掃の効果、水等を使った除染について、実地調査や実験を行い、作成したマニュアルについて、構築の方法と考え方を報告する。(右赤字部分をボンスターで報告)

2.事故由来放射性物質による文化財の特徴

距離が離れた地域では、放射性セシウムを含む塵埃についていかに対処するかが重要であることを共通認識とした。

放射性物質による文化財の定義

事故由来物質の主たる核種はセシウム-134とセシウム-137であり、アルファ線を放出しない。事故以前から制定されていた放射線障害防止法では、放射性同位元素によって汚染される物質の表面の放射性同位元素の密度が一定の密度を超えるそのためのある場所を放射線管理区域として管理するよう規定しており、アルファ線を放出しないものについては40ベクレル/ cm^2 の10分の1、すなわち4ベクレル/cm²を一つの基準を要するかどうかは判断基準としている。そこでこの判断を準用し、表面汚染限度(4ベクレル/cm²)を超えるものを「汚染されたもの」として離隔・保管が必要となるものと定義した。福島文化財レスキューにおいては、直径約5cmのセンサを持ったGM管式サーベイメータで計測し、バックグラウンド計数値を含めて1300cpmを超えないものを識別した。

・計測

センサー直径が約5cmのGM管式サーベイメータで、感度、精度良く、エネルギー一捕獲付で、適切に校正された機器を使用する。

<文化財の表面汚染の測定方法>

表面から約1cm離れた位置で、時定数3秒、3cm/sで移動させながらサーベイメータ、数値が大きくなる場所を特定し、汚染場所で時定数10秒、30cm間隔で3~10回測定する。

・作業者の安全確保

作業者の安全確認は、シンチレーション式サーベイメータで空間線量率を測定、記録する。事故直後の体液状のヨウ素-131を効率的に除去するマスクは入手やすく、作業者の保護のために効率が約1ヶタ減少する3~4半減期過ぎで活動を開始するのが目安と結論づけた。

<被災後の施設点検>

どんな測定器を使用すべきか

→ 文部科学省のガイドラインに沿った機器

誰が線量率や表面汚染度を測定するのか

→ 放射線教育訓練を受けた人、もしくはその人に指導された人

今後、必要な技術的な支援

→ 必要な計測マニュアル作成、教育訓練の実施

3.職員行動マニュアルをまとめる上の論点

放射線が從来の災害に対する対応と異なる点として、以下について検討した。

- 1) 空調を止めはどうか、いつも稼働すべきか
- 2) 内気循環で展示を開くべきか
- 3) 避難民として、空気放射線量の高い退避期間の受け入れを検討すべきか
- 4) 資料取扱いに手袋を使うべきか

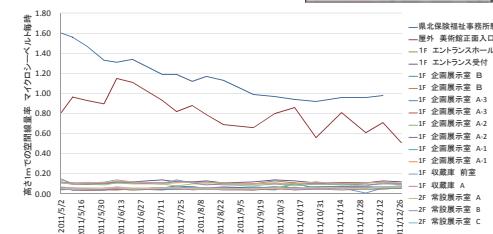
1) 空調の停止と外気取り入れの中止

事故直後には気体状のヨウ素-131を含む汚染大気が地上近くを通り、健康被害や文化財の汚損を起すおそれがある。半減期約8日のヨウ素-131は短時間に多量の放射線を出し、また甲状腺に滞留する性質があり、健康被害の点から特に緊急対応が必要であったが、当時、空調停止や窓への外気取入れ停止、臨時休館、観客、労働者等の一時避難の受け入れなどの決断を下した博物館等はほとんどなかった。

空調の停止には抵抗が強いが、初期被ばく量を低減することは重要であり、今後は各館で判断できる体制を作る必要があるとの話し合いがあった。

<福島県立美術館(福島市)の状況>

地震によって、停電が発生し、空調が停止した。空調が再稼働したのは4月8日で、空調担当者の判断から外気取入れをしない状態で、4月26日に展示を再開した。5月2日から職員が放射線量の測定を始めた。福島県震災対策本部から機器を借用して月に2回のペースで各室の空間線量率を測定したところ、屋外が高くなるほど内室は低く、汚染されていないことがわかった。建物の被災が少なかったことと、停電で外気取入れが少なかったことが要因と考えられる。



2)内気循環での展示の再開

外気取入れ再開の目安は、水道水のデータを参考にすると良いと外部放射線専門家から指摘があった。高精度で測定され、公表も迅速でやり利用しやすいとのことであった。

3)退避の受け入れ

防災工の問題から避難民の一時受け入れは抵抗が強いが、初期被ばく量を低減すること重要なであり、今後は各館で判断する体制を作る必要があるとの話し合いがあった。4)資料取扱い時の手袋の使用

美術館では作品を取り扱う際に滑ることを回避するために手袋を使う習慣はない。

汚染を受けた可能性のある作品の取り扱いに手袋を使うかについて検討し、作業者の内部被ばくリスクを考慮するためには使用が望ましいとの結論に至った。

<マニュアルを通して伝えたいこと> 東京文化財研究所HPに掲載中

- i. 福島第一原発事故由来の放射性物質による汚染は、主に、放射性塵埃によるものである。
- ii. 強い放射線が飛び回っているのではなく、放射性塵埃が表面に付着して傍いで放射線が出ている状況なので、文化財を貯蔵できるような放射線量ではない。
- iii. 放射性塵埃に汚染されたものすべてについて、除染作業が必要なのではなく、きちんと法律に則って、表面汚染が低減するまで管理をする。
- iv. 初期被ばく量の低減が重要であり、初期に放出されたヨウ素-131(半減期8日、気体、活性炭フィルターでも捕捉は難しい)への対応は必要。
- v. 手袋・マスクについて、基本性能を確認して使用する。

文化財放射線対策プロジェクトチーム
独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所保存修復科学センター・東京国立博物館・京都国立博物館・奈良國立博物館・九州国立博物館・奈良文化財研究所
独立行政法人國立美術館 東京國立近代美術館・國立新美術館・國立西洋美術館
全國美術館会議保存ワーキンググループ
福島県立博物館・福島県立美術館・福島県教育庁
外部 専門家(放射線・放熱線管理・除染) 東京大学・武藏大・国際基督教大学

WGの目的

- ①日本の文化施設のバックグラウンド放射線量の測定
- ②福島県内の文化施設内の放射線量の現状測定
- ③放射線災害に対する危機管理マニュアルの作成

WGの目的

- ①放射性物質の除染方法についての基本的な考え方のまとめ
- ②福島県内の放射性物質による汚染地域からの文化財の移動に関して、放射線量測定や除染方法の助言等の協力

WGの目的
東京文化財研究所保存修復科学センター
和田 浩、今津節生、降幡順子
松本 透、福永 浩、山本智代
杉崎佐保恵、松田隆嗣、伊藤 匠、丹野隆明
久保謙哉(国際基督教大学)、葉庭佳恵(武藏大)

WGの目的
東京文化財研究所保存修復科学センター
和田 浩、今津節生
山本智代
杉崎佐保恵、松田隆嗣、伊藤 匠、丹野隆明
植垣正吾(東京大学)、溝口 勝(東京大学)

「福島文化レスキュー」作業ガイドラインに反映

福島県内の文化財を緊急に安全にする事業
文化庁・国立文化財機構・福島県で本方針を協議
文化財・美術館団体の連携協力で救援事業を実施。(H25.7.19~現在)

「福島文化レスキュー」

2011年4月~2013年3月に設置された「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」が行った福島県内警戒区域からの文化レスキュー作業。また2013年7月から「福島県内被災文化財等救援事業」(文化庁・福島県・(独)国際文化財機構の合意で、事務局が成團体に(公財)日本博物館協会、全国美術館会議を含む)において、表面汚染度を超える資料は旧警戒区域から搬出しない取り決め、すべての資料の表面汚染をGM管式サーベイメータで測定して搬出可能な資料かどうか判断した。

表面汚染度を超える資料が数点現地に残されており、今後の取り扱い課題となっている。



<屋外の放射線量の高い場所での作業について>

Q. 屋外の放射線量も高く、木造建築物内の放射線量も高い場所で作業するに当たり、何に気をつけたらよいのか、運び出したら良い可能性があるのか。
A.(放射線専門家) 表面汚染が低い可能性は十分にあると思う。気を付けるべきことは、フォールアームは挨拶して表面に付着しているので、①吸入しないように防塵マスクをする、②専用の作業着を使用、作業後にすぐに脱ぐ、③埃を舞う(ない)よう、動かさないですむのをできる限り動かさない、これが重要だと思う。

放射性塵埃で汚染が疑われる文化財の運搬はどうしたら良いですか。

A. その場で1点ずつ計測するやり方は作業時間が長くなり、作業者の被曝量が多くなるおそれがある。放射線量が低い場合にはその場での作業時間が短い方が良く、そのまま薄葉紙などで養生して運び出してきて、安全な場所で放射線計測を行なうのが良い。②手袋、マスク、靴カバーは装備して必要。③目で見るだけは見えねばほほ、汚れているものは警戒する。④事前調査はとても重要。⑤年齢制限としては、18歳以下の作業者は使はてはならない。

4.除染方法についての論点

文化財表面は、直接触れて表面汚れを除去する通常の除染方法は適していない。そのため、文化財除染に対する基本的な考え方をまとめ、実証試験を通して修正していく。

1)除染対象

福島第一原発事故由来放射性物質のうち、土壤に捕捉されたセシウム-134およびセシウム-137を想定。

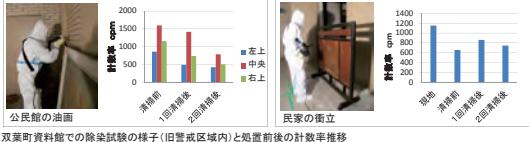
2)対応の原則

- ①文化財の安全とともに、作業者の外部被ばくの低減を十分に検討し、作業計画を立てる。
- ②作業者の内部被ばく低減のため、塵埃除去能力が保障された呼吸保護具を使用する。
- ③文化財の安全確保に問題がない場合には原則として手袋を使用する。
- ④作業で生じた廃棄物・廃液は、自治体の方針に従いて処理する。
- ⑤表面汚染度が4Bq/ cm^2 を下回ったことを作業後に確認して、除染作業を終了する。



3)除塵清掃の効果とその評価

旧警戒区域から2年後に搬出した資料で柔らかな筆による乾式の除塵清掃を試験した結果、除塵清掃で表面汚染が減少する汚れと、固着の進んだ汚れがあることがわかつた。



双葉町料資館での除染試験の様子(旧警戒区域内)と処置前後の計数率推移

GM管式サーベイメータ(アロカTG-146)、時定数30秒、90秒後の数値、処置後のバックグラウンド約200cpm



時仮置き場(旧相馬女子高校)での除染試験と評価
GM管式サーベイメータ(アロカTG-146)、時定数10秒、30秒ごと3回計測の平均値、処置現場のバックグラウンド約110cpm

塗装材を湿らした不織紙で清拭したが、著しい表面汚染量の低減は見られなかった。取り扱いのリスクを考えると、水での除染は内部への放射性セシウムの移動を誘発する恐れもあり、実施しない方が良いとの結論に至った。

放射性塵埃に対する基本的な考え方を通して伝えたいこと> 東京文化財研究所HPに掲載中
I. 除染は放射性塵埃の除去作業までとし、物理的な乾式のクリーニングを中心とする。
II. 専門の作業室を設け、その他の仮設と隔離する。床等の表面は液体が浸透していく材料で、表面を平滑に仕上げる。局所排気装置が必要(風量が可変のミーティングルームクリーナーで可)。

III. 水洗い等は、放射性物質の内部拡散を起こす恐れがあるので、原則行わない。

IV. 放射性塵埃に汚染されたものすべてに除染作業が必要なのではなく、法律に則って、表面汚染が低減するまで管理する。

V. 手袋、マスクについて、基本性能を確認して使用する。

謝辞: 試験の実施にあたり、双葉町教育総務課吉野高氏をはじめとした、福島県の文化財保存に携わる皆様にお世話になりました。記して感謝いたします。

文化財保存修復学会、2014.6.7~8、東京にて発表